

議案第46号

逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者の指定について

逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者を次のように指定する。

1 施設の名称及び位置

(名 称) 逗子市都市公園有料公園施設 (郷土資料館を除く。)

(位 置) 逗子市池子1丁目275番1号ほか

2 指定管理者の名称及び所在地

(名 称) 公益財団法人逗子市体育協会 会長 塔本正子

(所在地) 逗子市池子1丁目11番1号

3 指定の期間

2019年(平成31年)4月1日から2024年(平成36年)3月31日まで

平成30年9月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

(提案理由)

逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年逗子市条例第6号)第2条第3項の規定により提案する。